

近世フランスの「外来諸侯」 —マントヴァ公家とロレーヌ公家を例に—

斉藤 恵太

The princes étrangers in Early Modern France: The Ducal Houses of Mantua and Lorraine

Keita SAITO

Accepted November 5, 2025

抄録：本稿は従来の日本のフランス史研究で看過されてきた「外来諸侯 *princes étrangers*」に焦点を合わせた。主に神聖ローマ帝国の領邦君主の子弟からなる外来諸侯は、フランスの王侯貴族のヒエラルキーのなかで高い地位を占めたのと同時に、フランス王家とハプスブルク家の狭間で政治的・軍事的にも重要な位置を占めた。本稿はマントヴァ公家とロレーヌ公家を例に、彼ら外来諸侯が16世紀から三十年戦争期にかけてフランスでどのように勢力を広げたのか、また同王家とハプスブルク家の争いにどのように関わったのかを明らかにした。

索引語：フランス王国、貴族、外来諸侯、神聖ローマ帝国、三十年戦争

Abstract: This paper focuses on the *princes étrangers* of the Kingdom of France, a group largely overlooked in Japanese historiography. These foreign princes—primarily sons of territorial lords of the Holy Roman Empire, held high status and prestige within the hierarchy of the French *grands* and played important political and military roles in relations between the king of France and the House of Habsburg. Focusing on the ducal houses of Mantua and Lorraine, this paper sheds light on how these families expanded their influence in France from the 16th century through the Thirty Years' War and became involved in the conflict between the French monarchy and the Habsburgs.

Key Words: France, nobility, *princes étrangers*, Holy Roman Empire, Thirty Year's War

はじめに

近世フランスの王侯貴族には「外来諸侯 *princes étrangers*」というカテゴリがあった。16～17世紀にかけて勢力を拡大した外来諸侯は、宗教戦争や三十年戦争にも深く関わり、王国の内政と外政の狭間で重要な位置を占めた。ところが日本では、このカテゴリ自体がほとんど認知されていない。そのため、典型例といえるギーズ公やヌヴェール公に関しても、単に「大貴族」として他の有力貴族と一括りにされることが多い¹⁾。

歴史研究における外来諸侯はフランスをはじめとする欧米でも比較的新しいテーマといえる。その存在自体は既にロラン・ムーニエの古典的著作『絶対王政期フランスの諸制度』(1974)でも言及されているが、そもそも近世の貴族に関する研究が長らく低調だった。歴史家が、王権による中央集権化を肯定的に捉える一方、貴族をその障害とみなし、看過しがちだったからである。これと対照的に関心を向けられたのは、新興のブルジョワや官職保有者だった。政治的・文化的エリートとしての貴族が本格的に見直され始めたのはようやく1970年代末～80年代のことである²⁾。また外来諸侯に関していえば、成長中の「絶対主義」国家において、外部の君侯の子弟が王国内で一定の主権を主張しつつ王権と併存していたということ自体が、近代的で不可分な主権概念を思考の枠組みとする歴史家にとっては不可解だった³⁾。

こうした研究状況が変わり始めたのは1980年代以降のことである。その前提として、国制史の分野では19世紀的な主権国家モデルが相対化され、近世国家の重層性や複合性、あるいは主権の多義性が見直されるようになった⁴⁾。さらに貴族研究の進展に伴って、諸家門のトランスナショナルな活動が改めて明らかになる。こうした潮流のなかで、1990～2000年代には近世フランスに関する二冊の主要な仏語の歴史辞典でも「外来諸侯」が大なり小なり項目立てて解説されるようになった⁵⁾。同じ時期、デイビッド・パロットはゴンザーガ＝ヌヴェール公の主権をめぐる問題を論じ、ガイ・アントネッティはより包括的に外来諸侯の特徴を論じている。それらを発展させるかたちで、2009年にはジョナサン・スパングラがロレーヌ＝ギーズ公家に関するモノグラフを著した⁶⁾。

本稿の目的は、これらの先行研究にもとづいて近世フランスにおける外来諸侯の成り立ちと活動を明らかにすることである。それにあたって以下では、マントヴァ公家とロレーヌ公家に焦点を合わせる。上述のように16～17世紀の典型例な外来諸侯といえるヌヴェール公とギーズ公は、それぞれマントヴァ公家とロレーヌ公家に起源を持ち、そのことが王国内外における彼らの地位を特殊なものとしていた。他方で外来諸侯の地位は高等法院で登記されるような、法的に定められたものではなかったため、それぞれの家門がどのような出自で、何を要求し、何を実際に得たのかを動態的にみていく必要がある⁷⁾。そこで以下では、まず第一章でフランス王国の成り立ちと外来諸侯の一般的な特徴を確認し、第二章と三章でそれぞれマントヴァ公家とロレーヌ公家の例をみていきたい。

1. まだらの六角形

(1) フランス王国の複合性

中世から近世にかけて、歴代のフランス王は長い時間をかけて王国の統合を進めてきた。も

ととも 987 年に西フランク王家が断絶してユーグ・カペーが最初のフランス王に即位したとき、新王が実効支配したのはパリを中心とするイル・ド・フランス地方だけだった。10～11 世紀頃、王国内には自立的な諸侯国（領邦）が割拠しており、それぞれの領内では大公や伯の称号を持つ君主が国王のようにふるまっていたのである。フランス王の支配域はそれらの一つにすぎなかった⁸⁾。

王領地の拡大が顕著になったのは 13 世紀以降のことである。王家が戦争によって諸侯国を征服したり、婚姻関係を通じて相続したりすることが増えていった。だが王領地の拡大は不可逆的に進んだわけではない。14 世紀はじめの時点で、王家は国土の四分の三ほどを支配下に置くようになっていたが、まもなく英仏百年戦争をはじめとする危機に乗じて諸侯が勢力を盛り返した。王家の傍系が治める親王領（アパナージュ）というかたちで、新たな諸侯国が生まれることもあった⁹⁾。

中世末の危機を経て体勢を立て直したフランス王権は、それらの諸侯国や親王領を 15 世紀後半から 16 世紀にかけて徐々に併合していった。ブルゴーニュ公国やブルボン公国、ブルターニュ公国のように、複合的な大諸侯国の一部あるいは全部を王権が戦争や婚姻によって王領に編入することもあったし、アンジュー公領やメヌ伯領のように、君主家門の断絶時に相続規定に従って王家に回収された親王領もあった。またオルレアン公領、アングレーム伯領、ベアルン副伯領といった親王領は、その当主が国王になったため王家に回収された¹⁰⁾。

こうした王領地拡大のプロセスは、フランス王国内外の政治情勢や、諸侯国内の諸身分と王権の関係からも影響を受けた。特に諸侯国内の都市が自治特権の保証と引き換えに国王に協力し、いわば王権の楔として諸侯に対抗したことは大きな意味をもった。また諸侯国の併合後も、その法や制度は地域的な特権として維持されることが多かった。17 世紀までに、外形的には今日のフランスに近い六角形の領域が姿を現しつつあったが、その内部は不均質で、複合的性格が濃かった。オランジェ公領やアヴィニョンの教皇領のように、外国君主の「飛び地」的な領土もまだ王国内にあった¹¹⁾。

辺境地帯では事情がさらに込み入っている。地中海に面するプロヴァンス伯領は元来シチリア王権に属しており、フランス王国の外にあった。それがフランス領となったのは、14 世紀末にシチリア王家（アンジュー家）の断絶に際してフランス王家（ヴァロワ家）へと遺贈されたからである。比較的遅れてフランス王国に組み込まれたこの地域では王権の影響力が限られ、16 世紀にはユグノーの拠点と化した。その掃討が進むのはようやく 1620 年代末のことである¹²⁾。

また、ナヴァールはもともとピレネー山脈の南北にまたがる独立王国で、スペイン側の本土が 16 世紀初頭にカスティーリャ王権によって征服された後は、フランス側の北辺だけが形式上は独立国として存続していた。プロヴァンス同様にユグノーが活発な地域でもあった。この王国をベアルン副伯領等とともに母から相続したのが、アンリ・ド・ブルボンである。そのアンリが 1589 年にフランス王位を継承してからもナヴァール王号を保持したのを皮切りに、ブルボン朝の君主はフランス王とプロヴァンス伯に加えてナヴァール王を名乗り続けることになる¹³⁾。

(2) 王侯貴族のヒエラルキー

16 世紀初頭に諸侯国の王領化が進んだのと同じ時期、フランスでは支配層の再編も進んだ。

ブルゴーニュ公、アンジュー公、ブルターニュ公、ブルボン公など、中世以来の独立性の高い諸侯は家系の断絶や王家の婚姻政策によって姿を消す。1494年から1559年まで断続的に続いたイタリア戦争に多くの貴族が従軍し、命を落としたこともこうした過程を後押しした¹⁴⁾。

16～17世紀フランスの王侯貴族のヒエラルキーにおいて、国王に次ぐ上位を占めたのは王族である。これには上から順に、王太子など直系の子孫、王弟、そして「血統親王 *prince du sang*」がいた。血統親王はユーグ・カペーと聖王ルイの系譜に連なる王の傍系親族で、主にコンデ公家、モンパンシエ公家、ソワソン伯家などが挙げられる。また王の婚外子が実子として認知され、ロングヴィル公やヴァンドーム公といった称号とともに血統親王に次ぐ地位を与えられることもあった (*princes légitimés*)¹⁵⁾。その次に位置したのが外来諸侯で、これは後述するように外国の君主やその子弟が王国内の所領や職務を通じてフランス王と結びつくことで生まれた。

外来諸侯の下にいたのは「同輩公 *ducs et pairs*」と呼ばれる高位貴族である。「フランス同輩 *pair de France*」の称号を持つ彼らは、資格を得た時代の古さや高等法院への登記の有無、あるいは世襲の可否などによってさらに序列化されていた。なお同輩の資格は家系ではなく領地に付与されたため、「同輩領」の取得によって資格を得ることも可能だった。ただし、断絶や王領地への併合によって同輩領が消滅したり、逆に親王領の創設というかたちで復活したりすることもあった。18世紀初頭に男系相続の規定が厳格化されるまでは、女系相続も少なくなかった¹⁶⁾。

同輩公の下に位置したのはその資格を持たない公や伯で、さらに下には歴史家が「第二貴族 *noblesse seconde*」と呼ぶ中位貴族もいた。彼らは百年戦争以前に遡る古い家系に属したことや、二つ以上の所領を有したこと、あるいは婚姻関係が一地方の枠を超える広がりを持ったことなどによって下位の貴族と区別される¹⁷⁾。1624年に主席大臣となったリシュリューの家門はこの「第二貴族」のカテゴリに近かったが、1631年、ちょうど政権を盤石とした時期に同輩公となった。出身のデュ・プレッシ家が有した複数の所領のうち、本領のリシュリューが同輩領へと格上げされたからである¹⁸⁾。

リシュリューの例が象徴的に示すように、もともと有力とはいえなかった家門でも、古来の戦士身分のアイデンティティを受け継ぐ「帯剣貴族 *noblesse d'épée*」であれば、貴族のヒエラルキーを上昇する可能性があった。たしかにフランスでは16世紀以降、有力な都市民が官職の取得によって貴族となり、社会的な影響力を得ることが増えつつあった。だが「法服貴族 *noblesse de robe*」と呼ばれる彼らは、職階上は大臣にまで上り詰めても、貴族の階梯を昇るのは難しかった¹⁹⁾。

(3) 外来諸侯の形成

こうした王侯貴族のヒエラルキーに「外来諸侯」というカテゴリが生まれたのは16世紀前半のことである。この時期、ハプスブルク家と戦うフランソワ一世は、神聖ローマ帝国諸邦の子弟に王国内の所領や爵位を積極的に与え、所領の女子相続権者との結婚も斡旋した。外部の君主家門の出身者を王国に引きつけ、廷吏や軍人として仕えさせることによって声望を高めようとしたのである。王国と帝国の境域に位置する諸邦と結びつきを深め、あわよくば衛星国化する狙いもあった²⁰⁾。

外来諸侯となったのは主にルクセンブルク公家、クレーフェ公家、ロレーヌ公家、サヴォイア公家、マントヴァ公家（ゴンザーガ家）の出身者で、いずれも本拠地が形式上は神聖ローマ帝国に属したところに共通点がある²¹⁾。さらに時代を遡れば、中部王国、すなわち 843 年のカロリング帝国分裂に際して東西フランクの狭間に生まれた王国の故地でもあった。これらの諸侯家門の子弟は、生国の本家と結びつきを保ちつつもフランスに帰化し、与えられた所領を世襲する権利を持つようになる²²⁾。さらにロレーヌ公家、サヴォイア公家、クレーフェ公家、マントヴァ公家の出身者たちは競合しつつも婚姻を通じて互いに結びつき、パリの宮廷で排他的な集団を形成した。16 世紀後半の宗教戦争期には、カトリックの紐帯と王権への軍事的奉仕がこれを補強した²³⁾。

外来諸侯となったのは基本的に次男や三男、あるいは傍系の出身者だったが、彼らも潜在的には一国の君主となる可能性を持った。生国で家督の相続権者が早世したり、本家が断絶することも少なくなかったからである。そのため、外来諸侯はフランス王に封臣（vassal）として仕えつつも、王国の他の臣下（sujet）とは異なる処遇を要求し、実際に一定の特権を享受した。例えば王国在来の同輩公に対する上席権や、外交儀礼における着帽の許可などが挙げられる。同様に象徴的なのは出国権である。フランスの貴族が王国を出るには原則的に国王の許可が必要で、それは王族にもあてはまった。ところが外来諸侯は王の許可を得ずに出国する権利を有したのである。これは彼らがヨーロッパレベルで独自の婚姻政策や外交を展開するうえで大きな強みとなった²⁴⁾。

なお、外来諸侯の地位は「同輩」と違って領地ではなく家系に付帯した点に特徴がある。外来諸侯の家系が同輩領を取得することによって権勢をさらに高めることも可能だったし、逆に同輩公がより高い地位を求め、国王に外来諸侯として認定されるよう尽力することもあった。それにあたっては、比較的遅くにフランスに編入された王国南部や東部に所領を有したこと、あるいはナヴァールやブルターニュといった、かつて王国や公国だった独自性の強い地域との結びつきが強調された。例えば、エペルノン家はナヴァール王の血筋に連なるフォワ伯家との親戚関係を根拠に外来諸侯の地位を追求している²⁵⁾。

また、外来諸侯の地位は原則的に新たに授与されるものではなく、王権が「追認」というかたちをとった。上述のエペルノン家による試みは成功しなかったが、1641 年にはモナコのグリマルディ家がフランスの保護下に入ると同時に外来諸侯となり、1651 年にはロアン家が、ブルターニュとの結びつきやナヴァール王位の高い継承順位を理由に認定されている。フロンドの乱という状況下、王権が味方を必要としたこともロアン家にとっては追い風となった²⁶⁾。

こうして 17 世紀半ば以降には、外来諸侯のなかでも新興層が形成され、16 世紀以来の家門と競合しつつも次第に融合していくことになる²⁷⁾。もっとも、旧来の外来諸侯の間でも変化があった。三十年戦争期を境に、フランスでの地位や所領を放棄したり、失ったりする家門が現れたのである。以下では、その具体例でもあるマントヴァ公家とロレーヌ公家を順にみていこう。

2. マントヴァ公家の国づくり

(1) フランスへの進出

北イタリアの都市共和国として出発したマントヴァは、中世後期に周辺の農村や小都市を吸

収し、歴史家が「地域国家 *stato regionale*」と呼ぶ政体へと成長した。この過程で 14 世紀に支配体制を築いたのがゴンザーガ家である。ただし、僭主としての統治権は法理的に元の都市マントヴァでしか正統性を持たなかったため、ゴンザーガ家は支配下の領域をいったん皇帝に差し出したうえで改めて封土として受封し、領域支配の正統性を担保しようとした。こうしてゴンザーガ家が 1433 年に封土とともに侯位を、1530 年には公位を取得したことによって、マントヴァ公国が成立する²⁸⁾。以降、この公国は 1708 年に皇帝に回収されて消滅するまで、一貫してゴンザーガ家によって支配された。したがってマントヴァ公家とは、すなわちゴンザーガ家を意味した。

そのゴンザーガ家がフランス王家との関わりを深めるようになったのは、境域の小国が生き延びるための戦略でもあった。ゴンザーガ家は 1536 年にモンフェッラート侯国（1575 年に公国へ昇格）も獲得したが、イタリアをめぐる皇帝とフランス王の争いは未だ流動的で、支配域の拡大は領土の維持をむしろ難しくした。そうしたなか、ゴンザーガ家は皇帝陣営に与して傍系からも多くの傭兵隊長を輩出した一方、1549 年には 10 歳の第三公子ルドヴィコをパリの宮廷へと送る。これは家門にとってリスクの分散を意味した²⁹⁾。

実際、ルドヴィコはフランスに帰化して「ルイ」となり、やがて軍人として傑出した働きを見せる。既に 1550 年代にはアンリ二世に従軍してハプスブルク家と戦い、16 世紀後半にはユグノーとの戦いを主導する人物の一人となった。篤いカトリック信仰と軍功を通じて王家の信頼を得たルイは、さらに国王シャルル九世と母后カトリーヌ・ド・メディシスの斡旋で、1565 年にはクレーフエ公家のアンリエットと結婚する。これが大きな転機となった。

クレーフエ公家はライン河下流に本拠地を持つ有力な帝国諸侯で、クレーフエの他にもマルク伯領など複数の領邦を有した。15 世紀後半、同家はフランスでも婚姻を通じてヌヴェール伯領やルテル伯領を獲得し、それらを相続した傍系が外来諸侯となる。そして軍事奉仕をはじめとする王権への貢献が認められ、1538 年にはヌヴェール伯領が同輩資格付きの公領へと昇格された。しかしこの傍系クレーフエ公家の男子相続者が途絶えたため、ヌヴェールをはじめとする領土と地位の相続権者となっていたのが上述のアンリエットである。ゴンザーガ家のルイは 1565 年にアンリエットとの結婚を通じてヌヴェール公となり、1581 年にはルテルも相続した³⁰⁾。

(2) ヌヴェール公としての台頭

ヌヴェール公としてのルイは国王に忠実な外来諸侯として宮廷で地歩を固め、1572 年にはサン・バルテルミの虐殺の中心人物の一人にもなっている。長い宗教戦争における王権への軍事的・財政的な奉仕は多大な出費をとめたが、王国における一族の権勢を高めるのにも寄与した³¹⁾。その到達点の一つが地方総督への就任である。

地方総督とは、王国の各地で統治業務を委ねられた国王代理人である。その権限はもともと担当管区の治安維持、裁判の監督、軍事の監督、情報収集など多岐にわたったが、16 世紀までには管区内の要塞や兵力の総司令官としての性格が濃くなり、募兵や昇進など軍隊の人事権も握るようになった。したがって総督への就任は大きな声望と軍事的権限を伴っただけでなく、軍職の分配を通じて管区内の中小貴族と私的に保護・被保護の関係を結び、地方で勢力を拡大するための足がかりとなった³²⁾。

ヌヴェール公ルイの場合、1560 年代のニヴェルネとピエモンテを経て、1588 年 4 月にはピ

カルディーの地方総督に任じられている。もっとも、この職は国王アンリ三世の要望で翌年1月にロングヴィル公に移譲され、ルイにはシャンパーニュの総督職が与えられた。自領の一つルテル公領が所在する管区である。その際、国王に多額の債権も持つルイは、自身でなく8歳の長男が総督職を得て、成人までは自分が後見人を務めることを認めさせた。事実上の世襲である。そのうえ、ルイの長女は上述のロングヴィル公と結婚していたため、ヌヴェール公家はピカルディーの総督職を譲った後も同地方と一定の結びつきを維持できた。この総督職は1595年にルイの孫へと継承されることになる³³⁾。

領土の拡大という点でより大きな意味を持ったのは、ギーズ公家およびマイエンヌ公家との結びつきである。ヌヴェール公ルイの妻には妹がおり、ギーズ公アンリと結婚していた。宗教戦争の終盤、いわゆる「三アンリの戦い」で国王に暗殺されたギーズ公である。マイエンヌ公家はその弟が築いた傍系で、二代目の当主がルイの次女と結婚した。さらにルイの長男はマイエンヌ公の娘と結婚することになる。これによってヌヴェール公家はマイエンヌ公家と二重に結びついた³⁴⁾。

こうした結びつきがヌヴェール公の領土拡大へとつながったのは、マイエンヌ公家が1621年に断絶したからである。これに伴い、マイエンヌ公の家督は死んだ当主の妹を経由してヌヴェール公家に渡り、ルイの孫が11歳で相続することになった。後見人となったのは父シャルルである³⁵⁾。ゴンザーガ家の初代ヌヴェール公ルイは1595年に没したが、息子シャルルの代には中世の諸侯国と比肩する大きさの領地が北フランスに点在するようになっていた。

(3) イタリアへの帰還

ルイの後を継いだ長男シャルルは、外来諸侯が帯びた君主としての属性をより先鋭化させることになる。もともとシャルルが父から相続したヌヴェール公領は諸侯国の系譜を引く自立性の高い領地で、17世紀の時点でも公権が王権と競合しつつ一定の行政権と裁判権を握っていた³⁶⁾。そのうえシャルルは自身が総督を務めるシャンパーニュ地方に所領アルシュを購入し、宮廷都市シャルルヴィルを建設する。そして行財政機構の整備や貨幣の鑄造、さらに上訴権の否定などを通じて、かつての諸侯国の君主のようにふるまうようになった³⁷⁾。

シャルルは十字軍的な理想を抱く君主でもあった。当時のヨーロッパの多くの王侯貴族と同様、シャルルもまたキリスト教徒による義勇軍の設立やオスマン帝国の討伐、果てはイェルサレム王国の再建を夢見ていた。パレオゴス家の血を引くゴンザーガ家は、オスマン帝国に滅ぼされた東ローマ皇帝の末裔としての意識が強かったことでも知られる。同じ時期に本家のマントヴァ公ヴィンチェンツォ一世も十字軍な理想に駆られ、いわゆる「長いトルコ戦争」では皇帝に援軍を送るかたちで三度に渡ってハンガリー遠征を行っている。シャルルの場合も1602年に皇帝軍に参陣してブダ攻囲戦で勇名を馳せたほか、ギリシアへの遠征や騎士団の設立を構想していた。これらヨーロッパレベルの活動もまた、フランス王国の枠組みに留まらない一国の君主としての自意識が原動力となっていた³⁸⁾。

そのシャルルが実際に君主となる可能性をもたらしたのは二つの継承戦争である。一つめは母方のクレフェ公家に関わっていた。もともとクレフェ公領とマルク伯領を有した同家は、1496年に婚姻を通じてユーリヒ公領、ベルク公領、ラーフェンスベルク伯領をはじめとする周辺諸邦も獲得し、ライン下流域に一大複合領域を形成していた。地理的にも帝国とスペイン領

ネーデルランド、そしてオランダを接続する要衝である。そのクレーフエ公家が、1609年3月に断絶した。これに先がけてシャルルは国王アンリ四世に働きかけ、継承にあたっての支援を求めていた。アンリ自身はハプスブルク家に対する布石としてこれに応じる姿勢を見せていたが、よく知られているように1610年に暗殺される。後ろ盾を失ったシャルルは、同じく相続権を主張するブランデンブルク選帝侯やプファルツ＝ノイブルク公、さらにハプスブルク家をも巻き込んだ紛争から手を引かざるをえなくなった³⁹⁾。

しかし、二つめの継承問題がシャルルに君主の地位をもたらすことになる。1627年12月、マントヴァ公国の本家が断絶し、親交のあった最後の当主が継承順位にしたがってシャルルを後継者に指名したのである。だがこれには戦争が伴った。モンフェッラートの獲得を狙ってサヴォイア公が干渉してきたうえ、マントヴァ本国に関してもゴンザーガ家の傍系グアスタッラ公が相続権を主張したのである。マントヴァとモンフェッラートは、ハプスブルク家がイタリアの覇権を維持し、またネーデルランドに兵力を派遣するための要衝でもあったため、同家と結びつきの強いグアスタッラ公にはスペインと皇帝が援軍を送った。ハプスブルク家からすれば、フランス王の臣下であるシャルルがマントヴァとモンフェッラートの君主となるのは何としても避ける必要があった⁴⁰⁾。

もっとも実際には、ここまでみてきたようにシャルルは自分をフランス王の臣下というより一国の君主とみなしており、王と半ば対等な同盟者のようにふるまうことが多かった。しかし特徴的なことに、マントヴァ継承問題に際して後ろ盾が必要となると、シャルルは自分がフランス王の臣下であることを強調するようになる。外来諸侯には、状況に応じてその地位の多義性を使い分ける余地があった⁴¹⁾。そしてフランス王権もまた、利害に応じてそれを一定程度まで許容した。シャルルのふるまいは王政府だけでなく大貴族の間でも反感を買っていたが、ルイ十三世は父王と同様、対ハプスブルク政策の一環としてシャルルを軍事支援する。その結果、最終的に1631年のケラスコ条約でシャルルは名実ともに一国の君主となり、マントヴァ公カルロー一世としてイタリアに「帰還」した⁴²⁾。

本拠をマントヴァへ移したゴンザーガ＝ヌヴェール公家は、その後フランス王権から次第に距離をとり、ハプスブルク家に接近していった。ケラスコ条約でモンフェッラートに守備隊を置くことになったフランス王が公国への干渉を続けたからである。これに財政難も加わって、1659年にはシャルルの孫がフランスの所領をマザランの一族に売却し、ゴンザーガ家は外来諸侯であることをやめた⁴³⁾。

3. ロレーヌ公家の亡命

(1) 複合する辺境

ゴンザーガ＝ヌヴェール公家と対照的に、既存の君主国を三十年戦争期に失うことになったのがロレーヌ公家である。ドイツ語でロートリンゲンと呼ばれるロレーヌは、中部王国が855年に分裂して生まれたロタール二世の王国、すなわち「ロタリングア」の故地に位置した。17世紀初頭の時点では神聖ローマ帝国に属し、形式上は皇帝の宗主権に服した領邦である⁴⁴⁾。

そのロレーヌ公国が君主家門の婚姻によってバール公国と合同したのは1420年のことだっ

た。ロレーヌと隣接するバールもまた境界地域に特有の複合性を持った領邦である。領土の大半は神聖ローマ帝国に属したが、ムーズ河左岸の一部はフランス王の封土だった。このフランス側はバロワ・ムーヴァン、帝国側はバロワ・ノン・ムーヴァンとも呼ばれる。ロレーヌ公家は、このバール公国以外にもポンタムソンとノムニーの二辺境伯領やクレルモン伯領など、地理的に隔絶した小領邦を複数有し、皇帝と帝国に何重にも結びついていた⁴⁵⁾。以下では、それらの複合政体をロレーヌ公国と総称しよう。

事情をさらに複雑にしていたのがメッス、トゥール、ヴェルダンの三帝国都市と、同名の三司教領である。これらの都市と聖界領はロレーヌ公国の領域と複雑に入り組んでいたうえ、それぞれの都市参事会や聖堂参事会ではロレーヌ公家が大きな影響力を持った。三司教領では同家の子弟が司教に選出されることも多かった。ところが、1552年には皇帝と帝国諸侯の争いに乗じてフランス王が三都市を占領し、その保護者（帝国代官）をもって自任するようになる。これは法的根拠が乏しかったが、皇帝と敵対するプロテスタント諸侯からは支持され、次第に既成事実化していった⁴⁶⁾。

さらに16世紀末以降、宗教戦争を一段落させたフランスは、三司教領でも影響力の拡大を図る。フランス王からすれば、三都市と三司教領、そしてロレーヌ公国は、王国と帝国を東西に結ぶ「門と道」だった。ロレーヌとその周辺地域はさらにフランシュ・コンテ、エルザス、ネーデルランドといったハプスブルク領を南北に接続する要衝でもあったから、いわばヨーロッパの十字路だった⁴⁷⁾。

(2) ロレーヌ一門の台頭

前章でみたマントヴァ公国は一貫してゴンザーガ家が支配したのに対し、ロレーヌ公国では他の多くの君主国と同様に支配者の家門が入れ替わった。1473年まで、ロレーヌはアンジュー家の傍系によって支配されていたが、その断絶に伴ってヴォーデモン家の手に渡る。この家門はアンジュー家以前のロレーヌ公家（アルザス家）の傍系にあたり、1070年に当時の君主が公国内に伯領を設けて弟に与えたことに端を発する。それが1473年にはアンジュー家の断絶に伴ってロレーヌ本家となり、当主のルネ二世がヴォーデモン伯、ロレーヌ公、バール公の地位を一身に継ぐことになった。ただし、ルネの次代には、非家督相続者にヴォーデモン伯領を与えて分家領とする慣行が復活する⁴⁸⁾。

1473年に家督を継いだルネ二世は、ナンシーの戦いでスイス軍とともにブルゴーニュのシャルル突進公を敗死させたことで知られる君主である。この1477年の勝利によってブルゴーニュの脅威を排したロレーヌ公家は、ルネの息子たちの代にはフランスでも外来諸侯として頭角を現していく。父の方針でパリの宮廷に送られた公子アントワヌとクロードは幼少から王家と親しく育ち、弟クロードは1512年にブルボン＝ヴァンドーム家の娘と、兄アントワヌは1515年にブルボン＝モンパンシエ家の娘と結婚した。いずれも血統親王の家系である。兄の結婚式には同年1月に即位したばかりの国王フランソワ一世も参席した⁴⁹⁾。

フランスにおけるロレーヌ公家の勢力拡大にとって特に大きな意味を持ったのは、公弟クロードが国王の寵愛とイタリア戦争における功績を足がかりに強力な傍系を築いたことである。1520年、もともとロレーヌ公家の所有権をめぐる係争中だったギーズ伯領が同家の家産として認められ、1527年にはこの領地が同輩資格付きの公領へと格上げされた⁵⁰⁾。こうして生まれ

たのがギーズ公家である。これに先駆け、クロードは1524年にシャンパーニュの総督に任じられ、大貴族として権勢を拡大するための足がかりも得ていた⁵¹⁾。その後、ギーズ公家は三代目のアンリにかけてオマール公領、マイエンヌ公領、メルクール公領、エルブフ公領などを獲得し、さらなる分家を形成していく。いずれも傍系とはいえ、ロレーヌ公家の系譜に連なる外来諸侯である⁵²⁾。

他方、ロレーヌ本家では、当主となったアントワヌが公国の行財政機構の整備を進めたうえ、1542年のニュルンベルク帝国議会において、裁判権をはじめとする帝国の上級支配権からの大幅な免除を獲得した。しかもアントワヌは、一定の分担金と引き換えに、帝国からの保護は維持することに成功している⁵³⁾。その後、1552年にはメッス、トゥール、ヴェルダンの三都市が前述のようにフランスに占領されることになるが、アントワヌはフランソワ一世とカール五世の間で巧みに立ち回り、公国を戦火から守った。この短い戦争では、二代目のギーズ公フランソワが皇帝の反撃からメッスを守り抜いたことで名を馳せている⁵⁴⁾。

外来諸侯としてのロレーヌ一門がフランスで最も台頭したのは16世紀後半の宗教戦争期である。よく知られているように、ロレーヌ公家はギーズ公家やマイエンヌ公家とともにカトリック強硬派の軸を担い、それぞれ王位を窺うまでに勢力を拡大した⁵⁵⁾。カロリング家の末裔を称する一門の繁栄を支えたのは婚姻戦略である⁵⁶⁾。上述のようにロレーヌ公家とギーズ公家は既に血統親王の家系を介して王家と血縁関係にあったうえ、アントワヌの孫にあたるロレーヌ公シャルル三世は1559年にフランス王アンリ二世の娘を妻に迎えている。ロレーヌ公家はバイエルンをはじめとする帝国のカトリック諸侯とも姻戚関係にあった。また、二代目ギーズ公フランソワの姉はスコットランド王家に嫁ぎ、本人はイタリアの名門エステ家から妻を迎えている。フランスに本領を置くギーズ公家も、ロレーヌの血筋を引く外来諸侯として、ヨーロッパレベルの王朝ネットワークに参入することができた⁵⁷⁾。

また外来諸侯間でも、カトリックの紐帯や婚姻にもとづく協力関係が結ばれた。前述のマイエンヌとゴンザーガ＝ヌヴェールの関係はその一例といえる。もっとも、この婚姻を通じてマイエンヌ公領がゴンザーガ家の手に渡ったことは同家とギーズ公家の関係を悪化させることになったし、王権との関係や宗教問題をめぐって外来諸侯間には絶えず競合と対立があった。ゴンザーガ家の初代ヌヴェール公ルイは、プロテスタントに対する十字軍の意識から初めはギーズ公家の主導する第二次カトリック同盟に共感を示していたが、王位を窺う同家に対して反発を強めるようになる⁵⁸⁾。

外来諸侯の権勢はフランス在来の貴族の激しい嫉妬と敵意を生んだうえ、ロレーヌ一門と王権の関係も16世紀後半には緊張と対立が前景化するようになった。上述のように三代目のギーズ公アンリが国王アンリ三世によって暗殺されたのはこの時期のことである。ロレーヌ一門が皇帝やスペインと結びついていたことも敵意を煽った⁵⁹⁾。ロレーヌ側からすれば、ハプスブルク家はフランスからの併合圧力に抗するため、あるいは王位を得るための後援者になりえた。逆にハプスブルク家からすれば、ロレーヌ一門はフランスに介入する糸口となりえたうえ、北イタリアからネーデルランドまで伸びる軍路「スペイン街道」を維持するうえで重要な同盟者だった⁶⁰⁾。

それでも16世紀を通じて、歴代のロレーヌ公はフランスとハプスブルク家の狭間でバランスを重視した外交政策をとっていた。状況が根本的に変わるのは三十年戦争期のことである。こ

れに先立って、ロレーヌでは錯綜した政権交代劇があった。

(3) シャルル四世の即位と失国

1624年に没したロレーヌ公アンリ二世には男子相続者がおらず、公女とその夫が公国を共同統治することになった。夫はヴォーデモン家のシャルルである。だが公国の完全な継承を図るシャルルとその父ヴォーデモン伯は、相続に関する古文書を調査させ、ルネ二世の遺言書を見つけ出す。そこでは、ロレーヌとバールの両公国が不可分であることに加え、女子相続を排するサリカ法の施行が宣されていた。これにもとづいて、シャルルは死去したロレーヌ公の弟、すなわち父のヴォーデモン伯にいったん公国を返還する。そしていまやロレーヌ公フランソワ二世となった父から改めて公位を譲り受けた⁶¹⁾。こうして1625年にはシャルル四世が即位する。

ルネ二世の遺言書の真偽については現在もはっきりしていない⁶²⁾。だがロレーヌ公国の諸身分や、教皇を含めたヨーロッパの諸君主はシャルルを正統な君主として認めた。これに対して留保をつきつけたのがフランスである。フランスの王政府は既にアンリ四世の治世から婚姻政策によるロレーヌ併合を図り、その失敗後は公女とシャルルの共同統治案を推進してきた。そしてシャルルが単独でロレーヌ公として即位すると、バール公国のうち、フランス王の封土であるヴァロワ・ムーヴェンに関しては本人の相続を認めず、妻の名において臣従礼を執り行うことを要求したのである⁶³⁾。これに応じなかったシャルルとフランス王権の間には確執が残っていた。以降、シャルルは公然とハプスブルク家に接近していくことになる。

この間、帝国では1618年にボヘミアで始まった戦争がドイツ西部や北部まで飛び火していた。そうしたなか、シャルルは自領内で皇帝陣営が兵を募ることを許したのみならず、1631年には自ら軍を率いて皇帝の陣営に加わり、スウェーデン軍と戦った。それ以前から、シャルルは叔父のバイエルン選帝侯マクシミリアンが率いるカトリック連盟軍に加わろうとしたこともあったが、当時は同選帝侯がフランスとの関係悪化を懸念して認めなかった。しかし1631年には、その叔父も自領をスウェーデン軍に脅かされ、異論の余地がなくなっていた⁶⁴⁾。

フランス王権にとってより大きな問題を孕んだのは、シャルル四世が王弟オルレアン公ガストンと結託したことである。リシュリューの政策に不満を持つガストンは、1620年代から母后マリとともに政権の転覆をたびたび企ててきた。ルイ十三世はこうした動きをかるうじて制してきたが、未だ王太子を欠く一族にとって王弟は唯一の直系の継承者だったため、ブルボン朝存続のためには命を奪うわけにもいかなかった⁶⁵⁾。こうした状況下で問題となったのがガストンの再婚である。

1627年、ガストンの最初の妻が継嗣を残さず亡くなり、再婚が取り沙汰されるようになった。それにあたって王弟は、まずヌヴェール公に打診する。前章でみたゴンザーガ家のシャルルに、公女マリ・ルイーズとの結婚を申し入れたのである。シャルルからすれば、娘を介して家門を王族入りさせる絶好の機会だった。だが王政府からすれば、ガストンの再婚自体、王太子のいないルイ十三世の立場を不安定にさせる危険があったうえ、自立的な君主としての立場をますます強調するヌヴェール公家と王弟の縁組は政治的に容認できるものではなかった⁶⁶⁾。

そこでリシュリューは、ちょうどこの時期に勃発したマントヴァ継承問題を取引材料として利用する。ヌヴェール公が娘とガストンの結婚を受け入れれば、継承問題におけるフランス王からの援助は望めないものとなった。そして結局、シャルルは王政府の意を受けて公女と王弟

の結婚を見送り、代わりに軍事支援を得てマントヴァ公国を相続することになる⁶⁷⁾。

だが王弟の再婚問題はこれで終わらなかった。1631年、王弟は母后とともにパリでの軟禁状態を逃れ、ロレーヌへと亡命した。そして翌年にかけての滞在中、ガストンは兄王に無断でロレーヌ公シャルル四世の妹と結婚したのである。そして義兄となったロレーヌ公とともに、ガストンはパリの王政府に対してスペインとの同盟すら模索するようになった⁶⁸⁾。

こうした動きに対して、ルイ十三世は1632年1月にメッス司教領に親征して軍事的圧力を加え、ロレーヌ公にムーズ川の渡河点をはじめとする要衝を明け渡させた。そのうえ、ロレーヌ公は協定によってガストンの受け入れおよびフランス王以外との同盟を禁じられる⁶⁹⁾。にもかかわらず、その後もロレーヌ公と王弟がスペインの後援を受けつつ策謀を続けたため、1632年夏にはフランス軍がバール公国経由でロレーヌの首都ナンシーへと向かった。これを受けてシャルルはルイ十三世と再び和睦し、占領された領土を回復するためにさらにいくつかの軍事拠点を渡さざるをえなくなる。この頃までにはメッス、ヴェルダン、トゥールの三司教領もフランス王に実効支配されていた⁷⁰⁾。

最終的にロレーヌ公国の全土が占領されたのは1634年のことである。それにあたってフランス王権は、封臣が誠実義務に違反したため封土を没収する、という形式をとった。シャルルがルイとの和解後もたびたび約定に反してガストンやハプスブルク家と結託し、王権に仇なしたことが没収の理由である。だが実際には、シャルルがフランス王に誠実義務を負いえたのはバールの一部（パロワ・ムーヴァン）だけであり、ロレーヌ全土を征服する根拠としては無理があった。そのうえシャルルは、封建的な主従関係が発効するために必要な臣従礼を執り行っていない⁷¹⁾。それもあってフランスの王政府は、ロレーヌがもともとフランスに帰属したにもかかわらず東フランク王によって「横奪」されたことを歴史的に証明しようと試みていくことになる⁷²⁾。

いずれにせよ、ロレーヌ公国がフランスに占領されたことに変わりはない。以降、シャルルはバイエルン選帝侯と皇帝の軍に身を投じ、将軍としてスウェーデンやフランスとの戦いを続けた。これにともなって、ギーズ公家をはじめとする分家も王国での声望を失う。シャルル自身は1662年に一時的に公国を回復するが、1670年には再び亡命を余儀なくされ、1674年に死去するまでハプスブルク陣営でフランスと戦った。そしてロレーヌ系の外来諸侯は、オマール公家が1638年、メルクール公家が1669年、そしてギーズ公家も1688年には断絶する。ルイ14世の治世末まで存続したのはエルブフ公家と、1698年に公国を回復した本家だけだった⁷³⁾。

おわりに

以上でみてきたように、ゴンザーガ＝ヌヴェール公家とロレーヌ公家はフランスの外来諸侯として、王国の内政と外政の狭間で重要な位置を占めた。最後に要点を確認しよう。

近世のフランス王国において、外来諸侯は王族に次ぐ高い地位を占めた。16世紀に興隆した彼らの多くは神聖ローマ帝国諸侯の次男や三男で、フランス王への奉仕を通じて王国内で地歩を固めた。その典型例の一つがヌヴェール公である。マントヴァ公国の君主家門ゴンザーガ家は、カトリック信仰と軍事奉仕を通じてフランス王家との結びつきを深め、さらに婚姻を通じてヌ

ヴェールやルテルをはじめとする領地と公位を得た。このゴンザーガ＝ヌヴェール公家の二代目当主シャルルは、さらにフランスの内外で一国の君主としての地位を追求し、1631年にはマントヴァ継承戦争を経て本家の公国を相続する。これを機にゴンザーガ家はフランス王と次第に距離を置くようになり、1650年代には王国内の所領を売却して外来諸侯としての地位も放棄した。

これと対照的に、既存の公国を三十年戦争期に失ったのがロレーヌ公家だった。フランスと帝国の境域に位置するロレーヌ公国は、15世紀からヴォーデモン家によって支配されてきた。このヴォーデモン＝ロレーヌ公家もまた、16世紀にカトリック信仰と軍務を通じてフランス王家との関係を深め、ギーズ公家やマイエンヌ公家をはじめとする傍系も生んだ。それらを含めた一門は宗教戦争期のフランスで権勢をふるい、一時は王族との血縁にもとづいて王位をも狙った。他方で17世紀前半に君主となったシャルル四世は王弟ガストンやハプスブルク家と結びついて王政府との対立を深め、1634年には帝国への亡命を余儀なくされた。以降、ロレーヌ公国は実質的に17世紀末までフランスに占領され、ギーズ家をはじめとする分家も多くは断絶していくことになる。

以上でみた外来諸侯は、所領や同輩公位、地方総督職などを通じてフランスの大貴族としての地位を確立した一方、王国外の本家との家門的な一体性を強く保持していた。ヌヴェール公やギーズ公といったフランスの大貴族としての側面と、マントヴァ公家やロレーヌ公家といった外国の君主家門としての側面を併せ持っていたのである。このうち、従来の研究で看過されてきた後者の側面を照らし出すことが本稿のねらいだった。今後は、分家を含めたロレーヌ一門内の複雑な関係や、本稿では扱えなかったサヴォイア公家などについても検討を進めていく意義があるように思われる。筆者のこれからの課題としたい。

注

- 1) 例えば、柴田ほか編 (1996), p. 156 を参照。なお、*princes étrangers* は同時代から用いられてきた概念である。Spangler (2017), pp. 1-3.
- 2) Mousnier (1974) I, p. 127. 先駆的研究として、例えば Harding (1978) を参照。研究史的な背景は、コザンデ／デシモン (2021), pp. 136-146 ; 阿河 (1993), p. 96 ; Parrott (1992), p. 135.
- 3) Spangler (2009), pp. 19-20; Spangler (2017), p. 1.
- 4) この史学史的背景については、二宮 (2007) ; 仲松 (2017) ; 内村 (2018) ; 佐々木 (2025).
- 5) Oresko (1996); Solnon (2005); Spangler (2017).
- 6) Parrott (1997); Antonetti (2000); Spangler (2009).
- 7) この点については、Spangler (2009), pp. 19-20; Solnon (2005), p. 1257.
- 8) 高山 (1997), pp. 298-302 ; 佐藤彰一 (2008), pp. 160-164 ; 加藤 (2015), pp. 55-56.
- 9) 高山 (1997), pp. 310-314 ; 二宮 (2007), pp. 33-38 ; 佐藤彰一 (2008), pp. 162ff ; 佐藤猛 (2008), p. 308-309.
- 10) 二宮 (2007), p. 223 ; 佐藤彰一 (2008), p. 163 ; 加藤 (2015), p. 72 ; Desplat (1991),

pp. 68-69.

- 11) Collins (2009), pp. 40-41 ; 仲松 (2017), pp. 133-134 ; 内村 (2018), p. 34-37.
- 12) 二宮 (2007), p. 223 ; 内村 (2018), pp. 33-40.
- 13) Desplat (1991), p. 69 ; 二宮 (2007), p. 35, 223 ; 内村 (2018), p.35.
- 14) 上田 (2018) ; Spangler (2017), p. 5 ; Carroll (2009), p. 30.
- 15) 王族については、Solnon (2005), p. 1256 ; Parrott (1992), p. 136 ; 嶋中 (2007), pp. 55-58. 血統親王の地位は、後述する同輩公との競合の末、1576年の王令で定められた。Jackson (1971), pp. 42-43 ; Mousnier (1974) I, p. 127 ; 嶋中 (2007), pp. 58-61. 婚外王子と外来諸侯の間でも序列をめぐる競合があったが、最終的にルイ 14 世が前者を優位とした。Spangler (2009), pp. 20-22 ; 嶋中 (2007), p. 67.
- 16) Labourdette (1996), p. 448 ; Labatut (1974), pp. 67 ; Parrott (1992), p. 138 ; 嶋中 (2007), p. 59. 中世の同輩については、佐藤猛 (2012), pp. 49-57 ; 佐藤猛 (2008), pp. 199-201.
- 17) 和田 (2014), pp. 276-277 ; 林田 (2016), p. 8. 「第二貴族」という概念に対する批判は、Spangler (2009) p. 6, n. 18 を参照。
- 18) 林田 (2016), pp. 23-24 ; 阿河 (1993), p. 102. 1634 年には同じくデュ・プレッシ家の所領フロンザックも同輩公領に昇格され、後に傍系の所領となる。Labourdett (1996), p. 448.
- 19) Parrott (1992), pp. 141-142 ; 柴田ほか編 (1996), p. 127. 阿河 (1993), pp. 97-112.
- 20) Oresko (1996), pp. 1019-1020 ; Parrott (1992), p. 138 ; Parrott (1997), p. 155 ; Spangler (2009), pp. 23-41. 境域という点に関しては朝治 (2017), pp. 2-3 も示唆に富む。
- 21) Spangler (2017), p. 1 ; Mousnier (1974) I, p. 127 ; Solnon (2005), p. 1257 ; Labatut (1972), pp. 74-75.
- 22) 外国人による封土の世襲を禁じるオーバン法を免れるためには帰化する必要があった。見瀬 (2022), pp. 2-6 ; 阿河 (2021), pp. 31-37 ; Parrott (1997), p. 154. なお、ルクセンブルクは 15 世紀に本家が断絶し、16 世紀には本領がハプスブルク領となっていた。そのため、フランスに残った同家の傍系は、フランス王がハプスブルク支配を打破するための手駒でもあった。Spangler (2009), p. 24.
- 23) Oresko (1996), pp. 1019-1020 ; Spangler (2017), p. 22. 競合については、Cosandey (2016), pp. 133-140.
- 24) Spangler (2005), pp. 38-41 ; Dewald (2015), p. 13 ; Parrott (1992), pp. 136, 140 ; Parrott (1997), pp. 154-156, 165. 以下も参照。和田 (2014), p. 277.
- 25) Spangler (2017), pp. 12, 19-21. フォワとブルターニュについては以下も参照。加藤 (2015), pp. 58-60 ; 佐藤猛 (2012), p. 12. またサヴォイアの分家カリニャン公家は外来諸侯ではあったが同輩資格は持たなかった。Labatut (1974), p. 75.
- 26) Dewald (2015), p. 35 ; Parrott (1992), pp. 138-139 ; Oresko (1996), p. 1020 ; Labatut (1974), p. 74. ロアン家と同じ時期にラ・トゥール家も認定されている。Spangler (2017), pp. 2, 9-10 ; Solnon (2005), p. 1257.
- 27) Spangler (2017), pp. 13-14.
- 28) 斉藤 (2020) を参照。
- 29) Mozzarelli (1987), pp. 46-53 ; Malcarne (2010), p. 137 ; Parrott (1997), p. 154-155.

- 30) Chagny-Sève (1996), p. 886; Malcarne (2010), p. 137. ルテルの相続権を有したアンリエットの弟が死去したためルイが相続した。
- 31) Harding (1978), pp. 145-149 ; Kettering (1986), p. 155 ; 阿河 (1993), pp. 107-108 ; 和田 (2019), p. 230.
- 32) Kettering (1986), pp. 87, 91, 96, 216; Mousnier (1974) II, pp. 455-465; Collins (2009), p. 20 ; 和田 (2014), pp. 276-277 ; 嶋中 (2003), p. 26 ; 柴田ほか編 (1996), p. 156.
- 33) Harding (1978), p. 148; Parrott (1997), pp. 156-157.
- 34) ヌヴェール公女アンリエットとマイエンヌ公子アンリ、およびマイエンヌ公女カトリーヌとヌヴェール公子シャルルが結婚した。Malcarne (2010), p. 158 ; Parrott (1997), pp. 159, 167. ヌヴェール公家の婚姻戦略は以下も参照。Boltanski (2006), pp. 432-433.
- 35) Parrott (1997), pp. 159, 167; Labatut (1974), p. 74.
- 36) Chagny-Sève (1996), p. 886 ; Boltanski (2006), pp. 106-130 ; Collins (2009), pp. 40-41. 上田 (2018), p. 14 に引用されている地図も参照。
- 37) Cremer (1981), pp. 187-265; Grimmer (2021), pp. 167, 173-183; Parrott (1997), pp. 159-161; Bély (2009), p. 522.
- 38) Mozzarelli (1987), p. 111; Parrott (1997), p. 161-162; Grimmer (2021), pp. 187-205.
- 39) Grimmer (2021), pp. 171-172; Parrott (1997), pp. 164-165.
- 40) 斉藤 (2020), pp. 13-16; Bély (2009), pp. 194-195.
- 41) Parrott (1997), p. 170; Oresko (1996), p. 1020.
- 42) 斉藤 (2020), pp. 13-16; Parrott (1997), pp. 165-175; Bély (2009), pp. 204-206.
- 43) Chagny-Sève (1996), p. 886; Labatut (1974), p. 75; Harding (1978), p. 149; 阿河 (1993), pp. 104-105.
- 44) 柴田ほか編 (1995), pp. 169-170; Bogdan (2005), pp. 20-21; Carroll (2009), p. 22.
- 45) Babel (1989), pp. 24-25; Babel (1996), p. 759; Châtellier (1992), pp. 97-99; Gantet (2024), pp. 248-250; Croxton/Tischer (2002), pp. 26, 176.; 帆北 (2014), pp. 220-223.
- 46) Châtellier (1993), pp. 100-106; Babel (1997), 759; Gantet (2024), p. 248; Croxton/Tischer (2002), pp. 175, 191-192; 柴田ほか編 (1996), pp. 82-83.
- 47) Pariset (1988), p. 48; Constant (1984), p. 26; Babel (1989), p. 26; Croxton/Tisher (2002), pp. 175, 191-192; Gantet (2024), pp. 251, 267.
- 48) Bogdan (2005), pp. 32, 91-92, 281-285.
- 49) Carroll (2009), pp. 25-26; Jouana (1997), pp. 23-24, 31; Bogdan (2005), pp. 108-109. ブルボン家については、上田 (2014), pp. 15-17; 嶋中 (2007), pp. 56-57; Knecht (2001), p. 279.
- 50) Constant (1984), pp. 21-22; Carroll (2009), pp. 24, 30-31; Bogdan (2005), p. 115.
- 51) この地位は1543年にオルレアン公シャルルに譲ることになるが、代わりにブルゴーニュの総督職を得ることになる。Harding (1978), pp. 221-222.
- 52) ギーズ公家の獲得所領は、Oresko (1996), p. 1019 ; Carroll (2009), p. 58.
- 53) Pariset (1988), p. 50; 帆北 (2014), pp. 220-226; Babel (1996), pp. 759-760.
- 54) Constant (1984), pp. 25-28; Babel (1989), pp. 24-25; Pariset (1988), p. 52; Knecht (1996), pp. 43-44.

- 55) 和田 (2019) ; 柴田ほか編 (1996), pp. 129-135.
- 56) Jouanna (1997), pp. 23-33; Babel (1996), pp. 759; Spangler (2017), p. 2; Carroll (2009), p. 22.
- 57) Spangler (2017), p. 9 ; Wilson (2010), p. 489 ; Babel (1989), pp. 27-29. エステ家はフランス王家の債権者でもあり、王国の徴税組織にも影響力を持っていた。Carroll (2009), p. 105.
- 58) 和田 (2019), pp. 244-246.
- 59) 見瀬 (2022), p. 6; 柴田ほか編 (1996), pp. 133-134; 和田 (2014), p. 277; Richards (2003), pp. 161-163 ; Wilson (2010), p. 154.
- 60) Pariset (1988), pp. 53-56; Babel (1989), pp. 24-25; Babel (1996), pp. 759-760; 帆北 (2014), pp. 224-226.
- 61) Babel (1989), pp. 72-80; Babel (1996), p. 760; Bogdan (2005), pp. 159-160.
- 62) Babel (1989), pp. 80-82.
- 63) Babel (1989), pp. 72-85; Babel (1996), p. 760.
- 64) Wilson (2010), p. 489; Gantet (2024), p. 232; Croxton/Tischer, p. 50.
- 65) 王弟ガストンについては、Gantet (2024), pp. 232, 247, 250, 256, 325; Babel (1989), pp. 116-121 ; Wilson (2010), pp. 489, 555 ; Croxton/Tischer, p. 176.
- 66) Parrott (1997), p. 180; Hildesheimer (2004), pp. 207-208.
- 67) Vignal Souleyreau (2004), pp. 104-107; Parrott (1997), p. 180.
- 68) Vignal Souleyreau (2004), pp. 102, 128, 131; Croxton/Tischer (2002), p. 104.
- 69) Babel (1989), p. 141-142; Gantet (2024), pp. 233, 251.
- 70) Gantet (2024), p. 253; Châtellier (1993), p. 118.
- 71) Gantet (2024), p. 254; Wilson (2010), p. 521; Croxton/Tischer (2002), p. 176.
- 72) 佐々木 (2025), pp. 311-313.
- 73) Labatut (1974), pp. 74-75.; Babel (1996), pp. 760-761; Wilson (2010), p. 489; Spangler (2009), p. 9; Parrott (1992), pp. 155-156.

参考文献

- 阿河雄二郎 (1993) 「近世期フランスの王権と貴族—政治史と社会史の接合の試み」『社会経済史学』59号, pp. 88-116.
- 阿河雄二郎 (2021) 『近世フランス王権と周辺世界—王国と帝国のあいだ』刀水書房
- 朝治啓三 (2017) 「西欧中世カトリック世界の帝國的権力構造」朝治啓三ほか編著『〈帝国〉で読み解く中世ヨーロッパ—英独仏関係史から考える』ミネルヴァ書房
- 上田耕造 (2014) 『ブルボン公とフランス国王—中世後期フランスにおける諸侯と王権』晃洋書房.
- 上田耕造 (2018) 「ブルボン公シャルル3世の叛乱—16世紀初頭フランスにおける貴族層再編」『関西大学西洋史論叢』20号, pp. 13-33.
- 内村俊太 (2018) 「複合君主政論の射程—近世王権と政治社会の関係をてがかりとして」立石博

- 高編『スペイン帝国と複合君主政』昭和堂
- 加藤玄（2015）「国王と諸侯—14世紀ガスコニュに生きたガストン・フェビュスの生涯から」
近藤和彦編『ヨーロッパ史講義』山川出版社, pp. 55-73.
- コザンデ, ファニー／ロベール・デシモン（2021）『フランス絶対主義—歴史と史学史』岩波書店
- 斉藤恵太（2020）「近世イタリアの君主国と三十年戦争—マントヴァ継承問題にみる国のかたちの諸相」『世界史研究論叢』10号, pp. 1-19.
- 佐々木真（2025）「近世フランスの主権と国家—ボダンの受容のあり方をめぐって」中澤達哉編『「主権国家」再考—近代を読み替える』岩波書店
- 佐藤彰一（2008）『中世世界とは何か』岩波書店
- 佐藤猛（2008）「中世後期におけるフランス同輩と紛争解決」『西洋史研究』37号, pp. 199-209.
- 佐藤猛（2012）『百年戦争期フランス国制史研究—王権・諸侯国・高等法院』北海道大学出版会
- 柴田三千雄ほか編『フランス史』1巻（1995）、2巻（1996）山川出版社
- 嶋中博章（2003）「コンデ親王ルイ二世の軍事的役割とクリアンテル—絶対王政期フランスの大貴族像を見直すために」『史泉』97号, pp. 20-38.
- 嶋中博章（2007）「わが名はルイ・ド・ブルボン—絶対王政期フランスの血統親王」『史泉』24号, pp. 53-70.
- 高山博（1997）「フランス中世における地域と国家—国家的枠組の変遷」辛島昇・高山博編『地域のイメージ』山川出版社, pp. 293-325.
- 仲松優子（2017）「複合君主政と近世フランス—ヨーロッパ近世史研究とフランス近世史研究の接続の可能性」北海学園大学人文論集 62号, pp. 121-138.
- 二宮宏之（2007）『フランス アンシアン・レジーム論—社会的結合・権力秩序・叛乱』岩波書店
- 林田伸一（2016）『ルイ14世とリシュリュー絶対王政をつくった君主と宰相』山川出版社
- 帆北智子（2014）「16世紀ヨーロッパにおけるロレーヌ＝エ＝バール公権とその対外政策—18世紀における公権の「souveraineté」解明に向けて」『国際文化研究』20号, pp. 219-231.
- 見瀬悠（2022）「歓待と差別—近世フランス王国における外国人の処遇をめぐる言説」『史学雑誌』131巻8号, pp. 1-36.
- 和田光司（2014）「17世紀初期フランスにおける国王とプロテスタント」甚野尚志ほか編著『中世ヨーロッパの宗教と政治—キリスト教世界の統一性と多元性』ミネルヴァ書房
- 和田光司（2019）「宗教戦争と国家統合」岸本美緒編『1571—銀の大流通と国家統合』山川出版社
- Antonetti, Guy (2000) 'Les princes étrangers', in Jean-Pierre Bardet (ed.) *Etat et société en France aux XVIIe et XVIIIe siècles*, Presses l'Université de Paris-Sorbonne, pp. 33-62.
- Babel, Rainer (1988) 'Dix années décisives: aspects de la politique étrangère de Charles IV de 1624 à 1634', in Bled et. al. (eds.), pp. 59-65.
- Babel, Rainer (1989) *Zwischen Habsburg und Bourbon. Außenpolitik und europäische Stellung Herzog Karls IV. von Lothringen und Bar vom Regierungsantritt bis zum Exil (1614-1634)*, Jan Thorbecke Verlag.
- Babel, Rainer (1996) 'Lorraine et Bar' in Bély (1996), pp. 759-761.

- Bély, Lucien (ed.) (1996) *Dictionnaire de l'ancien régime*, Presses Universitaires de France.
- Bély, Lucien (2009) *La France au XVII^e siècle: puissance de l'état, contrôle de la société*, Presses Universitaires de France.
- Bled, Jean Paul, et. al. (eds.) (1988) *Les Habsbourg et la Lorraine*, Presses Universitaires de Nancy.
- Bogdan, Henry (2005) *La Lorraine des ducs*, Perrin.
- Boltanski, Ariane (2006) *Les ducs de Nevers et l'état royal: genèse d'un compromis (ca 1550 – ca 1600)*, Librairie Droz.
- Carroll, Stuart (2009) *Martyrs and Murderers: the Guise Family and the Making of Europe*, Oxford University Press.
- Chagny-Sève, Anne-Marie (1996) 'Nivernais' in Bély (1996), pp. 886-887.
- Châtellier, Louis (1993) 'Lothringen, Metz, Toul, Verdun' in Anton Schindling et.al (eds.) *Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung: Land und Konfession 1500-1650*, vol. 5: Der Südwesten, Aschendorff Verlag.
- Collins, James B. (2009) *The State in Early Modern France*, 2nd ed., Cambridge University Press.
- Constant, Jean-Marie (1984) *Les Guise*, Hachette.
- Cosandey, Fanny (2016) *Le rang: préséances et hiérarchies dans la France d'ancien régime*, Gallimard.
- Croxton, Derek/Anuschka Tischer (2002) *The Peace of Westphalia: A Historical Dictionary*, Westport.
- Cremer, Albert (1981) *Der Adel in der Verfassung des Ancien Régime: Die Châtellenie d'Epernay und die Souveraineté de Charleville im 17. Jahrhundert*, Ludwig Röhscheid
- Desplat, Christian (1991) 'Louis XIII and the Union of Béarn to France' in Mark Greengrass (ed.) *Conquest and Coalescence: The Shaping of the State in Early Modern Europe*, Edward Arnold.
- Dewald, Jonathan (2015), *Status, Power, and Identity in Early Modern France: the Rohan Family, 1550-1715*, Pennsylvania State University Press.
- Gantet, Claire (2024) *La Guerre de Trente Ans: 1618-1648*, Tallandier
- Grimmer, Claude (2021) *Le duc de Nevers. prince européen sous Louis XIII*, Fayard.
- Harding, Robert R. (1978) *Anatomy of a Power Elite: the Provincial Governors of Early Modern France*, Yale University Press.
- Hildesheimer, Françoise (2004) *Richelieu*, Flammarion.
- Jackson, Richard A. (1971) 'Peers of France and Princes of the Blood', in *French Historical Studies* vol. 7 (1), pp. 27-46.
- Jouanna, Arlette (1997) 'Les Guise et le sang de France', in Y. Bellenger (ed.), *Le mécénat et l'influence des Guises*, Edition Champion, pp. 23-38.
- Kettering, Sharon (1986) *Patrons, Brokers and Clients in Seventeenth-Century France*, Oxford University Press.

- Knecht, Robert J. (1996) *Renaissance Monarchy: Francis I and Henry*, 2. ed, Routledge.
- Knecht, Robert J. (2001) *The Rise and Fall of Renaissance France 1483-1610*, Wiley Blackwell.
- Labatut, Jean-Pierre (1972) *Les ducs et pairs de France au XVIIe siècle*, Presses Universitaires de France.
- Labourdette, Jean-François (1996) ‘Ducs et pairs de France’ in Bély (ed.) (1996), pp. 448-450.
- Malcarne, Giancarlo (2010) *Gonzaga: Genealogie di una Dinastia*, Il Bulino.
- Mousnier, Roland (1974) *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, 2. vols., Presses Universitaires de France.
- Mozzarelli, Cesare (1987) *Mantova e i Gonzaga dal 1382 al 1707*, Utet Libreria.
- Oresko, Robert (1996) ‘Princes étrangers’, Bély (ed.) (1996), pp. 1019-1020.
- Pariset, Jean-Daniel (1988) ‘La Lorraine dans les relation internationals au XVIe siècle’, in Bled (1988), pp. 47-57.
- Parrott, David (1992) ‘Richelieu, the Grands, and the French Army’ in Joseph Bergin/Laurence Brockliss (eds.) *Richelieu and his Age*, Clarendon Press, pp. 135-173.
- Parrott, David (1997) ‘A prince souverain and the French Crown: Charles de Nevers 1580-1637’ in G.C. Gibbs/R. Oresko/H.M. Scott (eds.) *Royal and Republican Sovereignty in Early Modern Europe. Essays in Memory of Ragnhild Hatton*, Cambridge University Press, pp. 149-187.
- Richards, Penny (2003), ‘The Guise women: politics, war and peace’, in Jessica Munns et.al. (eds.), *Gender, Power and Privilege in Early Modern Europe*, Pearson Longman, pp. 159-170.
- Solnon, Jean-François (2005) ‘Prince’, in François Bluche (ed.) *Dictionnaire du Grand Siècle*, Fayard, pp. 1255-1257.
- Spangler, Jonathan (2009) *The Society of Princes: the Lorraine-Guise and the Conservation of Power and Wealth in Seventeenth-century France*, Ashgate.
- Spangler, Jonathan (2017) ‘Les princes étrangers: Truly princes? Truly foreign? Typologies of princely status, trans-nationalism and identity in Early Modern France’ in Martin Wrede/Laurent Bourquin (eds.) *Adel und Nation in der Neuzeit: Hierarchie, Egalität und Loyalität im 16-20. Jahrhundert*, Thorbeke Verlag.
- Vignal Souleyreau, Marie-Catherine (2004) *Richelieu et la Lorraine*, L’Harmattan.
- Wilson, Peter H (2010), *Europe’s tragedy. A new history of the Thirty Years War*, Penguin Book.
- Wrede, Martin (2021) *La Guerre de Trente Ans. Le Premier Conflit Européen* Armand Colin.

【付記】 本稿は JSPS 科研費 23K20489、24K04304 に助成された研究の一部である。

